

令和6（2024）年度 第1回国民健康保険運営協議会（議事要旨）

1 日 時 令和6（2024）年8月21日（水） 午後2時～午後3時30分

2 場 所 柏崎市役所 1階 多目的室

3 出席者 〈委員〉…15名

飯田会長、高橋委員、金子委員、矢島委員、早津委員、若山委員、
杉本委員、村山委員、永井委員、風間委員、松浦委員、片岡委員、
品田委員、清水委員、田口委員

〈事務局職員〉…10名

宮川福祉保健部長

国保医療課：椿課長、戸田課長代理、酒井係長、小山係長、
石田主査、天野主事

健康推進課：坪谷課長、池嶋課長代理、竹内係長

欠席者 稲田委員、石川委員

4 会議資料

- ・会議次第
- ・資料1：議案
- ・資料2：報告

5 議 事

- (1) 議案第1号 国民健康保険条例の一部改正（案）について
- (2) 議案第2号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第2号（案）について
- (3) 議案第3号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算第1号（案）について

6 報告事項

- (1) 報告第1号 国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 報告第2号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第1号について
- (3) 報告第3号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算について
- (4) 報告第4号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）決算について

- (5) 報告第5号 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

7 会議内容

事務局である国保医療課長が次第に沿って会を進行する。

(1) 開 会

福祉保健部長が挨拶を行う。

(2) 会長の選出

飯田委員が会長に選任される。

(3) 会長挨拶

飯田会長が挨拶を行う。

(4) 協議会成立宣言

国保医療課長が協議会成立の宣言を行う。

(5) 署名委員の選出

飯田会長の指名により品田委員、清水委員が署名委員となる。

(6) 議事

ア 議案第1号 国民健康保険条例の一部改正（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〈質疑〉

(A 委員)：マイナンバーカードの利用の関係で条文から文言が削除されたということでよいですか。

(事務局)：今回の改正は、被保険者証の返還に係る罰則規定に関する部分であり、被保険者証が廃止されることに伴い、文言の削除等を行ったものです。

イ 議案第2号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第2号（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

ウ 議案第3号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算第1号（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

(7) 報告

ア 報告第1号 国民健康保険税条例の一部改正について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

イ 報告第2号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第1号について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑〉

(B 委員) : 加入者情報通知とはどういったものですか。今後発行される資格確認書の交付はプッシュ型でしょうか、プル型でしょうか。県単事業の受給者証の取扱いはどのようになりますでしょうか。

(事務局) : 加入者情報通知は正しくマイナンバーが登録されているかを確認していただく通知になり、柏崎市国民健康保険の場合は今年の 9 月に被保険者に送付します。健康保険証の紐付誤りが背景となっており、加入している保険者ごとに実施するものです。

資格確認書は申請に基づき保険者が交付を行うものとなります。ただ、マイナンバーカードを持っていない方やマイナ保険証の利用登録をされていない方などについては申請なしで交付されます。こちらを提示することで医療機関を受診することができます。

県単事業の受給者証を使用される方については従来どおり、紙の受給者証を提示することで県単医療費助成を受けることができます。

ウ 報告第 3 号 令和 5 (2023) 年度国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 決算について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑〉

(C 委員) : 昨年までは診療所ごとの決算が示されていたと記憶していますが、今回はそれぞれの決算については出さないのですか。

(事務局) : 診療所ごとの決算についてはお示しすることが可能なため、後日追加資料を提供させていただきます。

(D 委員) : 災害臨時特例補助金とはどういった内容に対する補助金か説明をお願いします。また、出産育児一時金について当初予算になかったものが決算にあります、この内容についても説明いただきたいと思います。

(事務局) : 災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る被災者の保険税及び一部負担金について減免措置を行っていることから、その事業に対して国から補助されるものです。

出産育児一時金については、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から支給額が 42 万円から 50 万円に増額となったその差分に対する補助金です。当初予算においては一般会計の歳入予算に計上していましたが、新潟県と精査を行い、国保事業勘定に直接歳入することとなったため当初の国保事業勘定に予算計上がなかったということになります。

エ 報告第4号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設
勘定）決算について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

オ 報告第5号 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

8 その他

事務局より、次回の開催予定日等の案内を行う。

9 閉 会